

# 生徒心得

## 1. 高校生活全般

- (1) 府立高校は府民の税金によって設立、運営されていることをよく考え、言動に謙虚であること。
- (2) お互いの人格を尊重し、規律や礼儀を重んずること。
- (3) 飲酒・喫煙・暴力行為は厳禁する。また、酒・煙草及び心身を害すると思われる薬物類を所持することを禁止する。
- (4) 服装、所持品等は質素にし、ぜい沢華美にならないよう注意すること。
- (5) 生徒証明書、生徒手帳は常に携帯すること。
- (6) 生徒としての本分に反する行為は禁止する。(怠学、窃盗、その他不純・不正行為など)
- (7) パーマ・毛染めは、禁止する。
- (8) 化粧・ピアスなどの装飾具は、学校生活において不必要である。身だしなみには十分に注意すること。
- (9) 運転免許証の取得は、原則として禁止する。
- (10) 携帯電話の校内での使用は、緊急時のみとする。授業中は電源を切り、カバンの中に入れておくこと。また、考査時は電源を切って、ロッカーの中に必ず仕舞うこと。

## 2. 服装規定

本校生徒の服装は次のとおりである。

### (1) 制服

男子	冬服	学校指定のブレザー、ズボン、長そでシャツ、ネクタイ
	夏服	学校指定の半そでシャツ、ズボン、ネクタイ
女子	冬服	学校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、 長そでブラウス、リボンまたはネクタイ
	夏服	学校指定の半そでブラウス、スカートまたはスラックス、 リボンまたはネクタイ

学校指定のニット制服 (ベスト・セーター・カーディガン)

- ◎上記制服以外の着用は認めない(防寒具を除く)。
  - ◎制服は、勝手に変造することを禁止する。
  - ◎式典時には、ネクタイ・リボンを必ず着用すること。
  - ◎スカート丈は、ひざ中心を基準とする。
  - ◎11月1日～4月30日の期間は冬服着用期間とし、必ず上着を着用すること。  
それ以外の期間は気温等に合わせ、各自で調整すること。
- (2) 前記冬服の上に防寒具(コート、マフラー、手袋など)の着用を認める。  
ただし、校舎内での着用は禁止する。

- (3) 通学には、機敏に行動できる靴を用いること。
- (4) 校舎内上履きは、学校指定のスリッパ（学年別色）を使用すること。

### 3. 通学および登下校

- (1) 通学の際（休日登校を含む）は、必ず制服を着用しなければならない。
- (2) 自己が運転する原動機付自転車・自動二輪車・自家用自動車等を利用しての通学を禁止する。
- (3) 生徒は登校後および終業後にホームルームにおいて出欠の点検を受けなければならない。
- (4) 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を生徒指導部に提出して鑑札を受け取り、通学用自転車に付けなければならない。
- (5) 自転車は自転車置場に整頓して置き、施錠すること。
- (6) 自転車・歩行者とも交通ルール・マナーを守り、登校すること。

### 4. 校内生活

- (1) 上履きのまま運動場等へ出てはならない。また、下足のまま校舎内へ立ち入らないこと。
- (2) 校内での火気の使用は禁止する。
- (3) 掲示・放送・印刷物の刊行・配布をおこなう時は、事前に生徒会部の許可を得て、指導を受けること。掲示物については、生徒会部が指定した場所以外に貼ってはならない。
- (4) 学習・部活動に関係のない学校生活に不用の物品は持参してはならない。また、下校時には私物はすべて持って帰ること。
- (5) 生徒相互間の物品等の販売は特に定める以外は禁止する。また、地域祭礼に関わる金品のやりとりを禁止する。
- (6) 校舎・校具等の公共物を使用する時は、あらかじめ管理責任者の許可を得て使用し、使用後は整理整頓してその旨を届け出ること。
- (7) 校舎・校園・校具を愛護し、学校の保全・美化に努めること。設備・備品等を破損・汚損した場合は速やかに学級担任・関係教員に届け出ること。
- (8) 始業後10分経過しても教科担当者が教室に来ない時、または自習の時は学級委員長が職員室に在室している教員に連絡し、指示を受けること。また、自習時間は監督の教員の指示に従い、静粛にすること。
- (9) 遅刻・早退の時は所定の届をすること。始業から終業までの間に一時外出することはできない。やむを得ず外出する時は所定の届をすること。
- (10) 所有物には必ず氏名を明記し、遺失物・拾得物は届け出ること。
- (11) 金品の保持には特に留意し、絶対に肌身から離さないこと。また、必要のない貴重品は学校に持ってこないこと。更衣をするときは、学級担任または教科担当者に保管してもらふこと。

## 5. 校外生活

- (1) 高校生として好ましくない場所、特に大阪府青少年健全育成条例および風俗営業法に基づき入場を禁止された場所に出入りしてはならない。
- (2) 警察官や校外補導員の補導を受けた時は、ありのままをすなおに答え、速やかに学級担任または生徒指導部の教員に連絡すること。
- (3) 道路の通行や自転車の運転に際しては道路交通規則を守り、安全に留意すること。万一事故に遭った場合は、すぐに学校に連絡すること。
- (4) 個人で旅行をする時は、保護者から学校に連絡をし、許可を得ること。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずしなければならない時はよくその仕事の性質・環境を調べ、保護者より学校に届け出ること。

## 6. 友人との交際

- (1) 良友を選ぶことは人生でも最も重要なことのひとつである。反社会的・非社会的な誘惑をはねのける勇気を持ち、良識のある自主性を持つように心掛けること。
- (2) 特に男女の交際は明るく健康的にし、他から誤解を招いたり、ひんしゆくを買うようなことは慎むこと。

## 7. 公式試合等による欠席および忌引

- (1) 部活動等の公式試合等による欠席は、出席扱いとする。
- (2) 忌引の日数は次の通りとする。

父母 7日

祖父母・兄弟・姉妹 3日

その他の親族 1日